

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第〇〇〇号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に赴かせよう、又は自ら漁場に赴こうとする遊漁船以外の船舶を所有する者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和〇年〇〇月〇日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 中原 尚知

一 定義

この指示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「管理期間」 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの期間をいう。
- 3 「日本海・九州西海域」 法第五百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下「遊漁船業法」という。）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。
- 6 「遊漁船」 遊漁船業法第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 届出

1 遊漁者

管理期間中に日本海・九州西海域において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け

出なければならない。

- (一) 氏名及びふりがな、住所、電話番号並びに電子メールアドレス
- (二) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2 遊漁船業者

管理期間中に日本海・九州西海域において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

- (一) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及びふりがな、住所、電話番号並びに電子メールアドレス

- (二) 遊漁船の名称

- (三) 遊漁船登録番号（遊漁船業法第五条第一項第二号に規定する登録番号をいう。）

- (四) 遊漁船業法第三条第一項の規定に基づき登録を受けた都道府県名

- (五) 入出港しようとする場所

- (六) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3 遊漁船以外の船舶を所有する者

管理期間中に日本海・九州西海域において、遊漁船以外の船舶を所有する者であつて、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に赴かせよう、又は自ら漁場に赴こうとする者は、所有する船舶ごとに、次に掲げる事項を、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に赴かせよう、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

- (一) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及びふりがな、住所、電話番号並びに電子メールアドレス

- (二) 船舶の名称

- (三) 船舶番号（小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第六条第二項に規定するものをいう。）又は船舶検査済票（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定するものをいう。）の番号

- (四) 入出港しようとする場所

- (五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4 添付書類

2 及び 3 の届出を行うに当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 2の届出にあつては、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）第十八条第一号に規定する別記様式第八号の遊漁船業者登録票の写し

(二) 3の届出にあつては、船舶安全法第九条第一項の規定により交付された船舶検査証書の写し

5 委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三 届出内容の変更

1 二の1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

2 二の5の変更の届出については、二の4の規定を準用する。

四 未届出者の制限

1 二の1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

2 二の2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

3 二の3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を所有する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に赴かせ、又は自ら赴いてはならない。

五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和九年一月一日から令和十年三月三十一日までとする。

六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則

この指示は、令和九年一月一日から施行する。